

江府町国民健康保険第三診療所 日野郡江府町江尾字草ノ前一九四四
武田 医院 日野郡日野町根雨二二九

松田 医院

鳥取県告示第五百八十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により、次の方についての使用料の額は無料とする。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 浩 二

性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)第八条の梅毒血清反応についての医師の検査又は同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査を受ける者

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥

取

報

(定価一部一冊三百円(税込を含む))

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、
(当たる翌日)

療養取扱機関名 所 在 地

法第三十七条第
五項による申出
の都道府県名

申出の受理日

森 医院 岩美郡国府町大字谷十
三ノ二 全国都道府県

昭和四十一年
八月二十日

小田小児科医院 鳥取市西町三丁目一〇
五 兵庫県

昭和四十一年
八月二十日

鳥取県告示第六百十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 浩 二

診療所の名称 所 在 地 法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名 年 月 日

太田原医院 気高郡気高町宝木 島根県、岡山県、兵庫県、昭和四十一年九月二十四日

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 浩 二

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定